

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年2月17日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	吉	原	孝
同	山	本	信幸

令和6年度

# 監査報告

財務監査(工事監査)

〔後期〕

財 務 部  
水 産 農 林 部  
ま ち づ く り 部  
建 築 部  
中 央 総 合 事 務 所  
東 総 合 事 務 所  
南 総 合 事 務 所  
北 総 合 事 務 所

長崎市監査委員

## 第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

## 第2 監査の対象

財務部(契約検査課、検査指導室)

水産農林部(水産農林整備課)

まちづくり部(長崎駅周辺整備室、東長崎土地区画整理事務所)

建築部(建築課、設備課)

中央総合事務所(地域整備1課、地域整備2課)

東総合事務所(地域整備課)

南総合事務所(地域整備課)

北総合事務所(地域整備課)

今回の監査は、令和5年3月から令和6年2月までに発注したもののうち、次の工事11件と業務委託3件を抽出した。

### 工事(11件)

	件名	所管名
1	たちばな漁港(島の前地区)護岸改良工事	水産農林整備課
2	林道小江線自然災害防止工事	水産農林整備課
3	長崎駅周辺土地区画整理事業高架広場撤去工事	長崎駅周辺整備室
4	西浦上小学校改築主体工事	建築課
5	西浦上小学校改築電気工事	設備課
6	西浦上小学校改築管工事	設備課
7	市道大橋町岩屋町線交差点改良工事(緊急通学路その1)	地域整備1課
8	市道星取川上町1号線道路改良工事(4)	地域整備2課
9	市道矢上町戸石町1号線ほか1線道路改良工事(緊急通学路その5)	東総合事務所地域整備課
10	香焼町恵里地区調整池維持工事【余任】	南総合事務所地域整備課
11	市道大野牧野線道路改良工事【余任】	北総合事務所地域整備課

### 業務委託(3件)

	件名	所管名
1	多目的広場((仮称)シンボルゾーン)設計等業務委託	長崎駅周辺整備室
2	都市計画道路東長崎縦貫線(3工区)ほか1線地質調査及び測量設計業務委託	東長崎土地区画整理事務所
3	長崎伝統芸能館耐震診断業務委託	建築課

### 第3 監査の期間

令和6年9月2日から令和7年1月27日まで

### 第4 監査の着眼点

#### 1 主な着眼点

- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契 約 契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委 託 業 務 委託業務関係書類

#### 2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 官公庁等への届出、許可等及び事務手続きは書面により適切に行われているか
- (3) 工期や履行期間の設定は適切か
- (4) 現場の安全管理及び施工管理について、適切に行われているか

### 第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

### 第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

## 指摘事項

### まちづくり部

- 1 多目的広場((仮称)シンボルゾーン)設計等業務委託 [長崎駅周辺整備室]
- (1) 令和2年2月に都市経営会議を経て意思決定していた多目的広場の整備方針と異なる内容で検討する本業務の施行にあたり、整備方針の変更に関する庁議による意思決定を行っていなかった。適切な事務手続きを行われたい。

### 建築部

- 1 西浦上小学校改築電気工事 [設備課]
- (1) バックホウによる作業を行う際に、作業員の立入禁止や誘導員の配置など接触の防止について対策を行っていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。

### 中央総合事務所

- 1 市道大橋町岩屋町線交差点改良工事(緊急通学路その1) [地域整備1課]
- (1) 建設廃棄物処理委託契約書と異なる事業者において、建設廃棄物の収集運搬を行っていた。法令遵守の指導を行われたい。
- (2) ブレーカー等を使用した構造物の解体を行う際に、騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

### 東総合事務所

- 1 市道矢上町戸石町1号線ほか1線道路改良工事 [地域整備課]  
(緊急通学路その5)
- (1) 道路での区画線設置工の作業の際に、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導を行われたい。
- (2) 河川敷地内を作業用道路及び資材置き場として使用する際に、法定外公共物使用許可申請を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

## 監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

### 1 区画整理事業に伴う仮換地されていない土地の管理について

多目的広場((仮称)シンボルゾーン)設計等業務委託において、社会実験として区画整理事業地内の土地使用について、長崎市行政財産使用料条例及び長崎市市有財産規則に準拠して貸付を行い、その使用料の一部については、所属長の決裁により減免していた。

土地区画整理法の規定では、仮換地指定から換地処分までの間における、使用収益することができる者のなくなった従前の宅地や施設を廃止した従前の公共施設用地等の土地については、施行者管理地として施行者が管理するものとなっている。

また、施行者管理地は、市有財産でないため、長崎市市有財産規則を適用するのはその趣旨に沿わないものと考えられる。

以上のことから、事業の施行者以外の者の一時的な使用の承認等に関し、その使用許可に係る規定を定めるなど、適切な管理に努められたい。

### 2 避難所に指定されている学校の整備について

避難所に指定されている学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ、避難所としての諸機能を備えておく必要がある。

そのためには、防災担当部局と教育委員会が連携した取り組みを行い、避難所となる学校施設の防災機能に関する整備方針等を定めて、地域の安全・安心を支える存在となるように努められたい。